平成27年労第484号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に採用され、同社B営業所において営業職として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、C所在の同社D工場(以下「事業場」という。)に異動となり、異動後は事業場作業員として就労していた。

請求人によれば、事業場において工業用ネジの袋詰め及びネジを揃えて並べる 作業に従事していたところ、平成〇年〇月頃、右肘付近に痛みが出現し、その後、 左肘にも痛みが出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「右左上腕骨外側上顆炎」 (以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の 請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によ るものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 当審査会の事実の認定
 (略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1) 請求人の本件疾病の発症時期について

請求人らは、原処分において、請求人に発症した「上肢障害」の発症時期に 関する判断がされていない旨主張する。

この点については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成○年○月末か同年○月上旬頃に、上腕骨外側上顆炎を発症したものと認められる。

(2) 本件疾病と業務との相当因果関係の有無について

請求人らは、本件疾病の発症は、ネジの袋詰め作業に毎日連続して従事させられて過重な精神的・肉体的な労働を強いられたこと、事業場の環境が劣悪であったこと、F市からG市の事業場まで毎日往復5時間の車での過重な通勤労働を課されていたことなどが原因である旨主張する。

しかしながら、決定書理由に説示のとおり、請求人が長時間作業及び連続作業を行っていたとは認められないこと、請求人の作業が他律的かつ過度な作業ペースのものであったとは認められないこと、請求人の作業が迅速かつ正確な判断を要するような過度の緊張を伴うものであったとは認められないこと、請求人の作業に過大な重量負荷があり作業が力の発揮を要するものであったとは認められないことなどを総合して考察すると、請求人が本件疾病の発症前に過重な業務に従事したとは認めることができない。

また、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に撮影した両肘X線画像では外傷

性所見が認められず、上腕骨外側上顆炎との診断は、請求人の自訴に基づくものであることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、本件疾病は請求人が従事したネジ袋詰め作業等によって発症したとは認められないし、他にこれを客観的に裏付ける医学的見解を示す資料は見当たらない。

したがって、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることができない。 なお、請求人らは、本件疾病の発症原因及び業務の過重性について、その他 るる主張するので、これらの主張についても十分に精査したが、上記の判断を 左右するに足りるものではない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。